

生ごみ処理機器の 購入補助金制度について

岡崎市では、生ごみ処理機器を購入したかたに対する補助金制度を設けています。

生ごみ処理機器は生ごみの水分を減量するための機器であり、家庭から出る生ごみを減量することで、ごみステーションでの悪臭・ごみの散乱を抑えることができます。

この制度を活用し、生ごみの減量にご協力ください。

補助金を利用できるかた

次の項目のすべてを満たす個人を対象としています。

- ① 岡崎市内に住所を有すること。
- ② 購入した生ごみ処理機器によって生ごみを堆肥化又は減量化すること。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ 買換えの場合、前回交付決定の通知日から起算して5年を経過していること。

補助対象機器の種類・補助金の額

- ・ **電動式 生ごみ処理機** (1世帯につき、1基まで)
購入価格の 25% (千円未満切り捨て 限度額：13,000円)
- ・ **手動式 生ごみ処理機** (1世帯につき、2基まで)
購入価格の 25% (千円未満切り捨て 限度額：1,000円)
- ・ **コンポスト** (1世帯につき、2基まで)
購入価格の 25% (千円未満切り捨て 限度額：1,000円)

※ ぼかし容器、ディスポーザーは補助金の対象外です。

申請場所

- ・ ごみ対策課 (市役所福祉会館5階)
- ・ 各支所 (岡崎支所、矢作支所、大平支所、岩津支所、六ツ美支所、東部支所、額田支所)

必要書類や注意点については **裏面** を御覧ください。

必要なもの（印鑑不要）

- ① 市税の滞納がないことを確認できる書類
… 納税証明書（完納証明）または 非課税証明書
- ② 領収書（購入価格、購入者氏名、購入日、商品名（規格）が記載されたもの） ※ 写しでも可
- ③ 振込先口座を確認できるもの（預金通帳等） ※ 提出は不要

≪ 書類を準備する際の**注意点** ≫

次の書類に記載する氏名は、すべて **同一のかた** としてください。

(1) 交付申請書 兼 実績報告書 （氏名記入箇所：申請者氏名）

(2) 請求書 （氏名記入箇所：申請者氏名、口座名義）

※ 交付申請書等は申請場所に用意しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

(3) 納税証明書（完納証明）または 非課税証明書

(4) 領収書

岡崎市 生ごみ処理機購入補助金 検索



市ホームページはインターネットで検索 または QRコードを読み取り

申請時期

購入日から **60日以内** に申請してください。（過ぎた場合は受付できません。）

※ クレジット決済及びインターネット決済で購入された場合は、領収書に記載の支払日を
購入日とみなします。

※ 年度をまたいでの、申請はできません。

※ 2月、3月に購入されたかたは、3月31日までに申請してください。

（3月31日が閉庁日の場合は、年度最後の開庁日までに申請してください。）

その他の注意点

- ・ 申請書提出の先着順に受け付けます。
- ・ 予算がなくなり次第、補助金申請の受付を終了します。
- ・ 民間の販売店から購入した新品が対象です。
※ オークションサイト、フリマアプリなどを介した個人間売買は対象外です。
また、リサイクルショップで購入されたものも対象外です。
- ・ 家電量販店等で発行されたポイントを使用して購入された場合は、実際にお支払いされた金額を購入価格とみなします。
- ・ 配送料、代引き手数料は対象外です。
- ・ 電子マネー商品券を利用して購入された分は、現金で購入された場合と同等とみなします。